

入札のお知らせ

次のとおり車両賃貸借に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和8年5月14日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に付する事項

- (1) 件名 秋田市立飯島小学校登下校用車両賃貸借
- (2) 場所 秋田市立飯島小学校（下新城小学区であった区域）
- (3) 契約期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで
- (4) 入札参加要件

次のアからカの要件をいずれも満たすこと。

ア 秋田市に本社を有し、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般旅客自動車運送事業の許可を受け業務を遂行できる者であること。

イ 道路運送法第23条に基づく運行管理者、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条に基づく整備管理者、その他道路運送法第3条第1号の規定による一般乗合旅客自動車運送事業および一般貸切旅客自動車運送事業を行う場合と同程度の体制がとれるよう、必要とする者を選任し従事させることができる者であること。

ウ 市税に滞納がある者ではないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 令和8年6月5日(金)午前10時

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市役所5階 5A会議室

(3) 入札保証金および契約保証金

秋田市財務規則第109条、第110条、第128条および第129条による。

入札保証金および契約保証金の金額や納付方法などについては、秋田市財務規則、別紙「入札保証金の取扱いに係る説明書」を参照。

(4) 契約日 落札が決定した日から起算して7日以内

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額をもって契約金額とする。

オ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を行う。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引きは辞退できない。

3 入札参加申込みおよび入札参加資格申告に関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、令和8年5月27日(水)までに、次に掲げる書類とその添付書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 営業経歴書(様式2)

ウ 運行業務代理者承認申請書（様式3）

エ 道路運送法第4条に規定する一般旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証明できる書類（写し可）

オ 納税証明書

（ア）秋田市に納めた法人市民税

（イ）秋田市に納めた固定資産税

※ 法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

カ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

キ 秋田市財務規則109条第1項第2号に該当し、入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金免除申請書（「入札保証金の取扱いに係る説明書」様式①）

ク 誓約書（様式4）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 令和8年5月14日（木）から同年5月27日（水）までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階
秋田市教育委員会学事課

ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知

する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。

その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、令和8年6月1日（月）までに通知する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市教育委員会学事課学事担当

電話018-888-5806